令和２年１０月１３日国水流第５号
（改定）令和３年７月１日国水流第５号、国水治第２９号
（改定）令和６年７月１日国水流第２号、国水治第２５号

利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱

（通則）

第１条　利水ダム治水機能施設整備費補助（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下、「補助金適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第９号）その他の法令及び関連通知によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、利水ダム設置者（利水ダムの設置後に、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 33 条第１項又は第２項の規定により、同法第 26 条第１項の許可に基づく地位を承継した者がある場合にあっては、現在の当該一般承継人又は譲受人をいう。以下同じ。）が、事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う事業に要する経費の一部を国が補助することにより、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　利水ダム治水機能施設整備費補助

前条に定める目的を達成するための事業であって、次号に定める事業の実施に要する費用に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する補助金をいう。

二　補助事業

第７条に定める条件を満たすものであって、補助金の交付を受けて放流施設の整備等を行う事業（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

三　補助事業者

補助事業者とは、補助金の交付を受けて補助事業を実施する利水ダム設置者をいう。

四　利水ダム

河川の流水を貯留し、又は取水するため河川法第 26 条第１項の許可を受けて設置されたダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが 15 メートル以上のものをいう。ただし、河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物とが相互に効用を兼ねる兼用工作物は除く。

五　事前放流

治水の計画規模や河川（河道）・ダム等の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流

河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を目的として、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用することをいう。

（補助金の交付）

第４条　国土交通大臣は、補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費について、予算の範囲内において補助事業者に対し補助金を交付する。

（補助対象費目）

第５条　補助対象となる費目は、放流施設の整備等のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費、指導監督事務費とし、その細目については別表第１のとおりとする。

（補助率）

第６条　補助金の交付率は、別表第２のとおりとする。

（補助金交付条件）

第７条　交付対象となる補助事業は、利水ダム治水機能施設整備補助募集要領で事業採択されたものであって、次の各号のすべてに該当するものとし、河川管理者と利水ダム設置者が協議を行い、双方が当該各号の要件該当性について確認したものとする。

一　一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が発揮されること。

二　事業完了後、ダムの操作が適切に実施される見込みがあること。

三　河川管理者や関係市町村その他の関係機関と連携し、当該利水ダムに関する放流状況等に関する情報連絡体制が構築されること。

（補助金等事務に係る国の地方機関等への委任）

第８条　この要綱に係る補助金等事務については、次の各号によるものとする。

一　補助金適正化法第26条第１項及び同法施行令第16条第１項の規定に基づき地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）が行う補助金等の交付に関する事務に係る補助金等の種類及び事務の内容については、同法施行令第16条第４項の規定による公示（平成13年国土交通省告示第853号）によるものとする。

二　補助金適正化法第26条第２項及び同法施行令第17条第１項から第３項までの規定に基づき都道府県知事が行う補助金等の交付に関する事務に係る補助金等の種類及び事務の内容については、同法施行令第17条第４項の規定による公示（平成12年建設省告示第1171号）によるものとする。

（交付申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする者は、別添様式１による補助金交付申請書及び添付書類を地方整備局長等又は都道府県知事に提出するものとする。

２　前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　補助事業者は、交付決定後の事情の変更により特別の必要を生じた場合において、交付決定額の変更が必要なときは、別添様式２による変更交付申請書及び添付書類を地方整備局長等又は都道府県知事に提出するものとする。

４　都道府県知事は、申請に係る書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付し、又は変更交付すべきものと認める場合は、補助金（変更）交付申請書及び添付書類を添えて補助金（変更）交付申請報告書（別添様式３）を国土交通大臣に提出するものとする。

５　指導監督事務費については、別添様式４により国土交通大臣あて交付申請するものとする。

（放流施設の整備等による副次的効果）

第 10 条　利水ダム設置者は、事業の実施にあたり、利水ダム下流の河川環境の保全等副次的な効果が見込まれるよう努めなければならない。

（補助金交付の決定等）

第 11 条　国土交通大臣は、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、地方整備局長等又は都道府県知事を通じて補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

２　前項の規定は、第９条第３項の場合に準用する。

（変更の承認）

第 12 条　補助事業者は、交付決定後の事情の変更により特別の必要を生じた場合において、第一号又は第二号に掲げる場合は別添様式５により、第三号に掲げる場合は別添様式２により、あらかじめ、国土交通大臣に申請してその承認を受けなければならない。

一　補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

二　補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

三　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

２　前項第１号の軽微な変更とは、次に掲げるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないものとする。

一　工事施行箇所の変更で、工事の重要な部分に関するもの

二　構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金適化法第６条の補助金等の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

三　工種別の金額の３割（当該工種別の金額の３割に相当する金額が９百万円以下であるときは、９百万円）を超える変更又は３千万円を超えるもの

３　第１項第２号の軽微な変更とは、費目間の経費の流用で、流用先の経費の３割（当該流用先の経費の３割に相当する金額が３百万円以下であるときは３百万円）以内の変更となるものをいう。

（完了予定期日の変更）

第 13 条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合において、補助事業の完了予定期日を変更しようとするときは、別添様式６の完了予定期日変更報告書を作成の上、地方整備局長等又は都道府県知事あて報告しなければならない。

（状況の報告）

第 14 条　国土交通大臣は必要があると認められるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

２　補助事業者は、補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合には、別添様式７により報告を行うものとする。

３　国土交通大臣は、補助事業により整備した放流施設等を使用した事前放流の効果等を確認する場合には、補助事業者に対し、事前放流量等の状況に関する報告を求めることができる。

（交付決定の取消等）

第 15 条　国土交通大臣は、補助事業者が、補助金適化法第 17 条第 1 項（同条第３項の場合を含む。）に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　国土交通大臣は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

３　補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ、年 10.95％の割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

４　第 17 条第３項の規定は、補助事業者が返還を命じられた補助金を納期日までに納付しなかったときに準用する。

（実績の報告）

第 16 条　補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知書を受理した日）から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付を受けた年度の翌年度の４月 10 日のいずれか早い期日までに補助事業の実績を別添様式８により地方整備局長等又は都道府県知事に報告しなければならない。

２　前項の報告には、残存物件調書、発生物件調書を添付しなければならない。この場合において、翌年度事業に再使用をする場合には残存物件継続使用承認申請書（様式９）を併せて提出

するものとする。

3　補助事業が翌年度にわたるときは、交付決定に係る国の会計年度の翌年度４月 30 日までに別添様式 10 による事業年度終了実績報告書を地方整備局長等又は都道府県知事に提出しなければならない。

4　補助事業者は、第１項又は第３項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 17 条　地方整備局長等又は都道府県知事は、前条第１項の実績報告を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助事業者に通知するものとする。

2　地方整備局長等又は都道府県知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3　補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95％の割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

4　完了実績報告書を受理した都道府県知事は、補助金額を確定した後、別添様式 11 を作成のうえ、国土交通大臣あて速やかに提出するものとする。

（補助金の概算払）

第 18 条　国土交通大臣は、必要があると認められるときは、補助金の交付の決定の後に、補助事業者の請求によって、補助金の全部又は一部について概算払することができる。ただし、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条による協議が整っていない場合はこの限りでない。

2　前項の請求が、前金払に充てるためのものである場合において、補助事業者は、補助事業に係る請負者に対して、前払金の保証を付すことを請求するものとし、前項の請求の際に当該保証証券の写しを添附するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 19 条　補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別添様式１２の報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3　第 2 項に基づく消費税等仕入控除税額の返還の納付期限は、当該命令のなされた日から 20

日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 20 条　補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供することはできない。

２　補助事業者は、本補助事業から生ずる義務を第三者に引き受けさせることができない。

（取得財産の管理等）

第 21 条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第 22 条　補助事業者は、取得財産等を国土交通大臣又は地方整備局長等の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（補助金の経理）

第 23 条　補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する国の会計年度終了後５年間保存しなければならない。

（検査等）

第 24 条　本補助事業は会計検査院による検査対象であるので、補助事業者は補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分留意しなければならない。

２　本補助事業に関する国が取得、作成する文書については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の定めるところにより、公開されることがある。

（附則）

この要綱は、令和２年１０月１３日から施行する。

（附則）（令和３年７月１日国水流第５号、国水治第２９号改正）

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

（附則）（令和 6 年〇月〇日国水流第〇号、国水治第〇号改正）

この要綱は、令和 6 年〇月〇日から施行する。

別表第１

費　目	科　　目		説　　明
	節	区　分	
本工事費			事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工事を含む。）の施行に直接必要な、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地の借料とする。ただし、請負施行の場合は、補助事業等土木請負工事工事費積算要領及び基準第３に定める直接工事費、間接工事費及び一般管理費等とする。 なお、工事を施行するため必要な見張所、倉庫等（以下「見張所等」という。）の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びに見張所等に係わる敷地の借料を含む。
内訳	原材料費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 工事請負費 委託料	工事材料費 燃料費 光熱費 消耗品費 通信運搬費 保管料	本工事に直接必要な鋼材、セメント、砂利、木材等の諸資材費である。 本工事に直接必要な石炭、木炭、燃料油、動力費、電気料、水道料、ガス料、消耗機材費等である。 本工事に直接必要な諸資材の荷造費、運賃である。 本工事に直接必要な諸資材の保管料である。 本工事に直接必要な諸資材の材料置場用土地、建物等の使用料又は賃借料である。 本工事の全部又は一部を請負で施行する場合の経費（工事に必要な電気、電話、水道、排水等の新設、増設、配線模様替工事費、引込線工事費及び電話架設費の負担金を含む。）である。 本工事の全部又は一部を委託する場合の経費（事務費相当額がある場合はこれを含む。）である。
測量設計費			工事を施行するために必要な調査、測量、試験等に要する費用とする。
内訳	委託料請負費		調査、測量（設計業務を含む。）、試験等を委託又は請負に付する場合の経費（事務費相当額がある場合はこれを含む。）である。
用地費及補償費			工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代え直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
内訳	公有財産購入費 補償・補填及び賠償金 原材料費 需用費	 補償金	工事の施行に必要な土地等の購入費である。 工事の施行によって損失を受ける者に対する補償費である。 補助事業者が補償金にかえて、直接施行する補償工事のための経費で、その内容は本工事費の例に準じる。

		役務費 使用料及び賃貸料 工事請負費		
指導監督事務費				都道府県知事が管下市町村等施行事業の指導監督及び「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件」(平成 12 年建設省告示第 1171 号）に基づく法定受託事務を行うために必要な職員給与（退職手当を除く。）旅費、庁費及び事業主負担の共済組合負担金、保険料等であり、市町村等事業の指導監督、事前調査、中間検査、竣功検査等に必要な経費とし、その額は管下市町村等に係る国庫補助金相当額の１％以内とする。
内訳	人件費	給料 職員手当等 共済費	一般職給 扶養手当 初任給調整手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当特 地勤務手当 へき地手当 時間外勤務手当 夜間勤務手当 休日勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 児童手当 ○○手当 共済組合負担金	補助事業に直接従事する定数職員（地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する職員を含み、管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する職員に対する給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び補助事業者が負担する共済組合負担金並びに保険料（本費目から給与が支弁される者に限る。）とする。 ただし、補助事業のみを実施する臨時機関にあっては管理又は監督の地位にある職員については、この限りではない。
	旅費	旅費	普通旅費 日額旅費	普通旅費及び日額旅費とする。
	庁費	需用費 役務費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕費 食糧費 通信運搬費 筆耕翻訳料 自動車損害賠償責任保険料	各種事務用紙、封筒等の文房具、印紙、その他消耗機材費である。 自動車の燃料費である。 会議用資料等の印刷費及び製本費である。 庁用器具類、自動車の修繕料である。 茶菓子、弁当等である。 郵便料、電信料及び電話料並びに事務用諸物品の荷造費及び運賃等である。 会議用資料等の筆耕料である。 自動車損害賠償保障法で定める自動車損害補償の契約に基づき支払われる保険料である。

			自動車リサイクル料	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき支払われる自動車リサイクル料金である。
		使用料及び賃借料		自動車、会議用海上、物品等の使用料又は賃借料である。
		備品購入費		庁用器具類、自動車の備品購入費である。
		委託費		事務の委託費である。
		報酬	期末手当	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職員に対する報酬、職員手当等である。
		職員手当等		
		共済費		本費報酬支弁者に対する事業主負担の保険料である。

別表第２

予　算　科　目	補　助　率
（項）河川整備事業費 （項）北海道開発事業費 （項）離島振興事業費 （項）沖縄開発事業費 （目）治水ダム等建設事業費補助 （目細）治水ダム等建設事業費補助 （目細）治水ダム等建設事業実施計画調査費補助	一級河川　二分の一以内 二級河川　二分の一以内 （河川法第９条第２項又は河川法第 10 条に基づき都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムにおける事業の場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものに限る。）

様式１

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

申請者　　名　　称

令和〇〇年度利水ダム治水機能施設整備費補助事業補助金交付申請書

令和〇〇年度の利水ダム治水機能施設整備費補助事業に係る補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第５条の規定により関係書類を添えて別紙の通り申請します。

（注）添付資料

利水ダム治水機能施設整備費補助事業調書・・・・・様式１の１
交付申請額調書・・・・・様式１の２
〇〇ダム事業費総括表・・・・・様式１の３
〇〇ダム工事計画概要図・・・・・様式１の４
第７条の補助金交付条件を充足する書面

様式１の１

利水ダム治水機能施設整備費補助事業調書

（単位：千円）

事業の名称		経費の使用方法	完了予定年月日	交付決定額及び算出方法				備考
事業名	箇所名			事業費	補助基本額	補助率	交付決定額	
河川整備事業費治水ダム等建設事業費補助	○○ダム		R○年○月○日					

（記載要領）

１．経費の使用方法の欄は、直営又は請負とその施工方法を記載すること。

様式１の２

交　付　申　請　額　調　書

（単位：千円）

事業の名称		内定通知額	支出負担行為計画示達額	交付申請額			予算措置額	備考
事業名	箇所名			前回迄	今回	計		
治水ダム等建設事業費補助	○○ダム		［　　］					

（記載要領）

１　内定通知額の欄には、上段［　］書きで事業費（補助基本額）を記載すること。

２　支出負担行為計画示達額の欄は、示達表の区分によること。

様式１の３

○ ○ ダ ム 事 業 費 総 括 表

（単位：千円）

費　　目		総事業費	令和○年度 金　　額	令和○年度 までの金額	令和○年度 以 降 金 額	令和○年度 金　　額	令和○年度 実 施 内 容
事　　業　　費							
工事費							
	本工事費						
	ダム費						
	仮設備費						
	管理設備費						
	工事用動力費						
	測量設計費						
	用地費及び補償費						

様式１の４

○○ダム工事計画概要図

様式２

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

申請者　　名　　称

令和〇〇年度利水ダム治水機能施設整備費補助事業補助金交付決定額の変更申請書

令和　　年　　月　　日付第　　号をもって補助金の交付決定を受けた令和〇〇年度の利水ダム治水機能施設整備費補助事業について交付決定額の変更を受けたいので、関係書類を添えて別紙の通り申請します。

（注）添付資料

利水ダム治水機能施設整備費補助事業調書　・・・・・様式２の１
交付申請額調書・・・・・様式２の２
〇〇ダム事業費総括表・・・・・様式２の３
〇〇ダム工事計画概要図・・・・・様式２の４
第７条の補助金交付条件を充足する書面

様式２の１

利水ダム治水機能施設整備費補助事業調書

（単位：千円）

事業の名称		経費の使用方法	完了予定年月日	交付決定額及び算出方法				備考
事業名	箇所名			事業費	補助基本額	補助率	交付決定額	
河川整備事業費治水ダム等建設事業費補助	○○ダム		R○年○月○日	[　　]	[　　]		[　　]	

（記載要領）

1　経費の使用方法の欄は、直営又は請負とその施工方法を記載すること。

2　交付決定額及び算出方法の欄には、変更前を上段[　]書とし、変更後を下段本書とすることとするが、変更のない箇所についてはその他の河川として一括計上してもよい。

様式２の２

交　付　申　請　額　調　書

（単位：千円）

事業の名称		内定通知額	支出負担行為計画示達額	交付申請額			予算措置額	備考
事業名	箇所名			前回迄	今回	計		
治水ダム等建設事業費補助	○○ダム	［　］						

（記載要領）

１　内定通知額の欄には、上段［　］書きで事業費（補助基本額）を記載すること。

２　支出負担行為計画示達額の欄は、示達表の区分によること。

様式２の３

○ ○ ダ ム 事 業 費 総 括 表

（単位：千円）

費　　目		総事業費	令和○年度 金　　額	令和○年度 までの金額	令和○年度 以 降 金 額	令和○年度 金　　額	令和○年度 実 施 内 容
事　　業　　費							
工事費							
	本工事費						
	ダム費						
	仮設備費						
	管理設備費						
	工事用動力費						
	測量設計費						
	用地費及び補償費						

様式２の４

○○ダム工事計画概要図

様式３

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

都道府県知事

令和〇〇年度水管理・国土保全局所管補助金（変更）交付申請報告書

令和　　年度水管理・国土保全局所管補助事業について、別紙のとおり補助金の（変更）交付申請があり、その内容を審査したところ適正を認められるので、交付決定（承認）されたく提出します。

（注）添付資料
交付申請一覧・・・・・様式３の１

様式３の１

利水ダム治水機能施設整備費補助事業（変更）交付申請一覧

事業者名	交付申請の種類	前回交付決定
○○○	交付申請	
○○○	変更交付申請	令和○年○月○日 ○○○○第○○号
○○○	経費の配分及び内容の変更	令和○年○月○日 ○○○○第○○号

様式４

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

都道府県知事

令和〇〇年度水管理・国土保全局所管指導監督事務費補助金交付申請書

令和〇〇年度水管理・国土保全局所管利水ダム治水機能施設整備費補助事業に係る指導監督事務費について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第５条の規定により、別紙のとおり申請します。

（注）添付資料
指導監督事務費補助金調書・・・・・様式４の１

様式４の１

指導監督事務費補助金調書

（単位：千円）

指導監督の対象となる事業	対象機関数	予算額	内定通知額	交付申請額	使途内容

（記載要領）

１　使途内訳の欄は、人件費、旅費及び庁費に区分し、積算内訳を詳細に記入すること。

２　「予算額」の欄は、当該市町村等に係る補助金総額を記入すること。

様式５

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

申請者　　名　　称

令和〇〇年度　利水ダム治水機能施設整備費補助事業補助金交付決定額の経費の配分及び内容の変更申請書

令和　年　月　日付け第　　号をもって補助金の交付決定を受けた令和〇〇年度　　利水ダム治水機能施設整備費補助事業について、交付決定の経費の配分及び内容の変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

（注）添付資料
〇〇ダム事業費総括表・・・・・様式５の１
補助金交付採択申請書に添付した補助対象事業費の算出根拠資料の経費の配分、内容を変更した箇所が明示された資料
変更箇所が明示された工事計画概要図

様式５の１

○ ○ ダ ム 事 業 費 総 括 表

（単位：千円）

費　　目		総事業費	令和○年度 金　　額	令和○年度 までの金額	令和○年度 以 降 金 額	令和○年度 金　　額	令和○年度 実 施 内 容
事　　業　　費							
工事費							
	本工事費						
	ダム費						
	仮設備費						
	管理設備費						
	工事用動力費						
	測量設計費						
	用地費及び補償費						
摘　　要		今回変更事項： 変更の主たる理由：					

※変更にかかるものにあっては、変更前を上段（　）書とし、変更後を下段本書とすること。

様式６

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

申請者　　名　　称

令和〇〇年度補助事業の完了予定期日変更報告書

令和　年　月　日付第　号をもって、補助金の交付決定を受けた利水ダム治水機能施設整備費補助事業について、完了予定期日を変更したいので、下記のとおり報告します。

記

番号	事業の名称		交付決定額		完了予定期日		予算の繰越		変更理由
	事業名	箇所名	番　号 年月日	補助金額	変更前	変更後	種別	繰越額	

予算の繰越の欄のうち種別は、明許繰越、事故繰越の別を記入し、予算の繰越を伴わない場合は、記入を要しない。

様式７

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

申請者　　名　　称

令和〇〇年度　利水ダム治水機能施設整備費補助事業の状況報告

令和　年度　月　日から　月　日までの期間における利水ダム治水機能施設整備費補助事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

（単位：円）

ダム名	事業名	事業費（A）	着手期日及び完了（予定）期日	支出額		出来高		摘要
				金額（B）	支出率（B/A）	金額（C）	進捗率（C/A）	
					%		%	

様式８

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

申請者　　名　　称

令和○○年度利水ダム治水機能施設整備費補助事業完了実績報告書

令和　年　月　日付け第　号をもって補助金の交付決定通知を受けた標記事業が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 14 条前段の規定により、関係書類を添え、下記の通り報告します。

記

（単位：円）

補助事業の名称	補助率	交付決定の内容			完了事業の精算内容			国庫補助金の精算内訳				国庫に返納を要する額	補助事業の実施期間	補助事業の成果	備考
		事業費	国庫補助基本額	国庫補助額	事業費	国庫補助基本額	国庫補助額 A	国庫補助金受入額 B	受入超過額 (B−A)=C	残存物件		(C+D)=E			
										残存価額	国庫に納付する額 D				

（注）

1　「交付決定の内容」中「事業費」の欄は交付決定の基礎となった事業費の額を、「国庫補助基本額」の欄は事業費から補助の対象とならない額を控除した額を、「国庫補助額」の欄は補助金の交付決定額を記載する。

2　「完了事業の精算内容」の各欄は、「交付決定の内容」の各欄の例により完了事業の実績による精算額を記載する。なお、雑収入がある場合は、「事業費」の欄に雑収入を控除した額を上段（　）書きし、発生物件に係る収納金又は評価額がある場合は、「国庫補助基本額」の欄に当該物件の発生した事業の国庫補助基本額からこれらの額を控除した額を記載し、備考欄に（発）としてその額を記載する。

3　「補助事業の実施期間」は、当該事業の着手年月日及び完了年月日を記載する。

4　「補助事業の成果」は、当該事業の施工箇所、延長及び主要工種の施工数量等を簡明に記載する。

添付資料

事業費精算総括表・・・・・様式８の１
補助金等受入調書・・・・・様式８の２
雑　収　入　調　書・・・・・様式８の３
残 存 物 件 調 書・・・・・様式８の４
残　材　料　調　書・・・・・様式８の５
発 生 物 件 調 書・・・・・様式８の６

様式８の１

事業費精算総括表

（単位：円）

費　　目	金　　額	備　　考
事　業　費 　工　事　費 　　ダ　ム　費 　　管理施設費 　　仮設備費 　　工事用動力費 　測量設計費 　用地費及補償費		
事業費負担区分 　補助対象事業費 　　う　ち　国　費 　　うち事業者負担 　そ　の　他		

（注）　精算額と補助金の交付決定の基礎となった設計額とが相違する場合は、設計額を上段（　）書きとする。

様式８の２

補助金等受入調書

１．交付決定通知額　　円
２．精　　算　　額　　円
３．受　　入　　額　　円
４．差引受入超過額　　円

様式８の３

雑収入調書

事　　項	収入年月日	収入金（円）	備　　考

（注）１　使用料、貸付料、返納金及び手数料並びに不用品一括売却代金でその額が 1,000 円以上のもの、その他補助事業で取得した物件等から生じた収益の額を記載する。

２　供用物件等から生じた収益については、適宜、配分内訳を明確にする。

様式８の４

残　存　物　件　調　書

事業年度	取得事業名（項）（目）（事業種別）	補助率	品名	取得価額	取得年月日	評価時期	耐用年数	経過期間	残存率	継続使用分		精算分	
									（残存年月数）	当該年度保管事務所	翌年度保管事務所	残存価額	返納額

（注）１　本表には残存価格の有無にかかわらず、使用実績のあった物件で耐用年数２年以上のもののうち取得価額 50 万円以上又は残存価額が 10 万円以上のものを記載する。ただし、精算返納分及び当該補助事業以外の同種の事業に転用する分については金額の如何にかかわらず全て記載する。

２　本表は、事業年度毎に小計を出し、最下段に合計を記載する。その際の計は継続使用分欄の件数の計と精算返納分の金額の計を記載する。

３　経過期間欄は、「補助事業等における残存物件の取扱について」（昭和三十四年三月十二日付建設省発会第七十四号。以下「事務次官通達」という。）の４、備品の使用期間の計算方法により記載する。

４　残存価額欄は精算のうえ国庫に返納するものについて計上し、算定の基礎となる残存率は「事務次官通達」の別表第１に定める残存価額率表により記載する。ただし、継続使用のものは残存年月数を記載する。

様式８の５

残　材　料　調　書

取得 事業 年度	取得事業名 （項）（目） （事業種別）	補助率	品　名	形状寸法	数量	取得単価	金額	備考

（注）　本表には、翌年度事業に使用するもの、又は国に納付するものの如何にかかわらず全て記載し、翌年度事業に使用するものについては、備考欄に使用箇所及び保管場所等を記載する。

様式８の６

発　生　物　件　調　書

品目	事業名及び箇所	形状寸法	数量	単価	売却又は評価額	処分または鑑定費用	差引額	備考
					(A)	(B)	(A-B)	

（注）　本表には、売却、再使用にかかわらず発生物件の全てについて記載し、再使用の場合は備考欄に使用箇所及び保管場所等を詳細に記載する。

様式９

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

申請者　　名　　称

残存物件継続使用承認申請書

令和　年　月　日付け第　号により国庫補助金の交付の決定を受けた別紙補助事業残存物件を令和　年度同種の補助事業に継続使用したいので、承認を得たく申請する。

（添付書類）
残存物件調書・・・・・・・様式９の１
残 材 料 調 書・・・・・・・様式９の２

様式９の１

残　存　物　件　調　書

事業年度	取得事業名（項）（目）（事業種別）	補助率	品名	取得価額	取得年月日	評価時期	耐用年数	経過期間	残存率	継続使用分		精算分	
									（残存年月数）	当該年度保管事務所	翌年度保管事務所	残存価額	返納額

（注）１　本表には残存価格の有無にかかわらず、使用実績のあった物件で耐用年数２年以上のもののうち取得価額 50 万円以上又は残存価額が 10 万円以上のものを記載する。ただし、精算返納分及び当該補助事業以外の同種の事業に転用する分については金額の如何にかかわらず全て記載する。

２　本表は、事業年度毎に小計を出し、最下段に合計を記載する。その際の計は継続使用分欄の件数の計と精算返納分の金額の計を記載する。

３　経過期間欄は、「補助事業等における残存物件の取扱について」（昭和三十四年三月十二日付建設省発会第七十四号。以下「事務次官通達」という。）の４、備品の使用期間の計算方法により記載する。

４　残存価額欄は精算のうえ国庫に返納するものについて計上し、算定の基礎となる残存率は「事務次官通達」の別表第１に定める残存価額率表により記載する。ただし、継続使用のものは残存年月数を記載する。

様式９の２

残　材　料　調　書

取得 事業 年度	取得事業名 （項）（目） （事業種別）	補助率	品　名	形状寸法	数量	取得単価	金額	備考

（注）　本表には、翌年度事業に使用するもの、又は国に納付するものの如何にかかわらず全て記載し、翌年度事業に使用するものについては、備考欄に使用箇所及び保管場所等を記載する。

様式１０

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

申請者　　名　　称

令和○○年度利水ダム治水機能施設整備費補助事業年度終了実績報告書

令和　年　月　日付け第　号をもって補助金の交付決定通知を受けた標記事業の令和　年度における実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 14 条後段の規定により、関係書類を添え、下記の通り報告します。

記

（単位：円）

事業種別等	交付決定の内容				年度内遂行実績						翌年度繰越分			実施期間		備考
	事業費 A	国庫補助基本額	国庫補助額	補助率	事業費				工事の進捗率	国庫補助金受入額	事業費 C	国庫補助額	C/A	着手年月日	完了予定年月日	
					支払済額	支払義務費	計 B	B/A								

（注）１「事業種別等」は、事業名のほか水系、河川に細分して記載する。
２「年度内遂行実績」の事業費支払済額は、3 月 31 日までの支払済額を計上し、支払義務額は、出納整理期間（4 月 30 日まで（休日のときは、その直前の休日でない日））における支払義務額を計上する。
３「翌年度繰越分」は、確定した承認額を記載する。

（添付書類）

補助金等受入調書・・・・・・・様式１０の１

年度別精算調書・・・・・・・様式１０の２

様式１０の１

補助金等受入調書

１．交付決定通知額　　円
２．精　　算　　額　　円
３．受　　入　　額　　円
４．差引受入超過額　　円

様式１０の２

年　度　別　精　算　調　書

（単位：円）

区分＼年度						合　計	備　考
① 承認共同施設費							
内訳	公共事業費						
	事業負担分　（　　）						
	事業負担分　（　　）						
② 実　施　額							
内訳	公共事業費						
	事業負担分　（　　）						
	事業負担分　（　　）						
③ 控　除　額							
内訳	補助対象外額						
	残存物件残材評価処分額						
	発生物件評価処分額						
雑収入額							
④ ③の費用の割り振り							
内訳	公共事業費						
	事業負担分　（　　）						
	事業負担分　（　　）						
⑤ 共同施設費精算額②－④							
内訳	公共事業費						
	事業負担分　（　　）						
	事業負担分　（　　）						
⑥	イ 交付決定補助金額						
	ロ 補助金受入額						
	ハ 補助金精算額						
	ニ 国庫還付金額（ロ－ハ）						
	補助率						
⑦ 残存物件同種事業転用分							
区分	公共分　（　　）						
	電気等分　（　　）						

（注）1　年度別は、補助事業として着工された年度から記載する。

2　補助対象外額とは、補助の目的とならない経費（例、電話債券、承認外の経費等）の額をいう。

3　控除額及び補助金精算額には、必要により、精算内訳書を添附する。

様式１１

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

知　事

令和○○年度利水ダム治水機能施設整備費補助事業の額の確定について

標記については、別紙のとおり額の確定をしたので報告します。

（添付書類）
補助金額確定総括表・・・・・・・様式１１の１

様式１１の１

○○年度補助金額確定総括表

（利水ダム治水機能施設整備費補助事業）

○○県（単位：千円）

予算科目等	交付決定年度	報告書受理年月日	額の確定年月日	交付決定内容		精算内容		国庫補助金受入額	国庫補助金返納額	残存物件返納額	備考
				補助基本額	補助額	補助基本額	補助額				

（注）１　「予算科目等」の欄には、予算科目ごと、交付決定単位ごとに記入する。
　　２　未完了に係るものは上段（　）外書とする。

様式１２

番　　号
令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　氏　　名　　あて

知　事

令和○○年度利水ダム治水機能施設整備費補助事業に係る消費税相当額報告書

令和　　年　　月　　日第　　号により補助決定があった利水ダム治水機能設備費補助事業について、利水ダム治水機能設備補助交付要綱第○○の既定に基づき、次のとおり報告する。

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第１５条による確定額又は事業実績報告による精算額

金　　円

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額

金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）

金　　円

５　返還可能時期

令和　　年　　月　　日

６　添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。